

障 がい 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 概 要

区 分	サービスの内容
<b>【訪問系サービス】</b>	
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護を要する障がい者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。(平成 26 年 4 月～重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がい・精神障がい者で行動障がいがある人に対象拡大)
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時等において、当該障がい者等に同行し、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、必要な移動の援護及び排泄・食事等の介護等を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、短期入所等を包括的に提供する。

区 分	サービスの内容
<b>【日中活動系サービス】</b>	
生活介護	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、障がい者支援施設等において行われる入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための必要な支援を行う。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

区 分	サービスの内容
<b>【日中活動系サービス】</b>	
療養介護	病院において機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護，日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき，主として昼間において，病院において行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また，療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により，障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき，当該施設に短期間の入所をさせ，入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
<b>【居住系サービス】</b>	
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき，主として夜間において，共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助（入浴，排せつ又は食事等の介護，調理，洗濯又は掃除等の家事などを含む）を行う。（平成 26 年 4 月から共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助に統合）
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき，主として夜間において，入浴，排せつ及び食事等の介護，生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
<b>【相談支援】</b>	
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき，障がい者の心身状況等を勘案し，利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに，障がい福祉サービス等の利用状況を検証し，サービス等利用計画の見直しを行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し，住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活する障がい者等に対し，常時の連絡体制を確保し，障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

**障がい児サービス等の概要**

区分	サービスの内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。

## 地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動支援を行う。</p> <p>ただし、障害者自立支援法に基づき、支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては、原則として移動支援事業の対象としない。</p>
地域活動支援センター事業	<p>障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。</p>
日中一時支援事業 (日中支援型)	<p>障がい者又は障がい児に対し、事業所等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。</p>
日中一時支援事業 (放課後支援型)	<p>特別支援学校就学中の児童及び生徒に、事業所等において、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得を行う。</p>
日中一時支援事業 (医療的ケア)	<p>医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し、医療機関等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。</p>
福祉ホーム事業	<p>家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。</p>
意思疎通支援事業	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。</p>

<p>日常生活用具給付等事業</p>	<p>日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。</p>
<p>奉仕員養成研修</p>	<p>聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。</p>
<p>在宅重度心身障がい者デイケア事業</p>	<p>在宅の重度心身障がい者が、障がい福祉サービス等のうち日中における活動の場を提供するサービスを受けることが困難な場合に、デイケアセンターに通所し、訓練指導を行うことにより、障がい者の福祉を増進し、家庭における介護を支援する。</p>